

別紙1 施設関連情報

項目	内容	
施設名	函館市マイナンバーカード臨時交付センター	
住所	函館市本町32番15号	
	丸井今井函館店7階	
体制	本市職員（会計年度任用職員を含む）	16名
	受託者（統括責任者・業務責任者・業務従事者）	受託者の提案する人数
開所情報	施設全体（丸井今井）	10:00～18:30
	函館市マイナンバーカード臨時交付センター	【開所日】 毎週水曜日～日曜日 ※ ただし、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）のシステムメンテナンス日を除く）
		【定休日】 毎週の月曜日・火曜日（ただし、最終火曜日を除く。）、第3土曜日の翌日曜日（J-LISのメンテナンス日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
	【窓口開設時間】 水曜日～金曜日 12:00～19:00 土曜日・日曜日 10:00～17:00 ※ 施設全体の営業時間は18:30までであるが、19:00までセンターへの出入り可。	
窓口数	手続き内容	窓口数
	カード交付・電子証明書発行・更新等	2
	申請補助・利活用策申込支援等	提案
	備考	その他出張申請補助業務有り
施設概要	区画面積	198㎡
	電気容量	B工事にて可能
	二方向避難	可
	警備保障	24時間常駐 株式会社 三越伊勢丹アイムファシリテーズ
	防火設備	排煙設備、スプリンクラー設備
	空調設備とコントロール	共用吹出し口、個別パッケージあり
	トイレ	有：社員用トイレ（バックヤード）
	給湯室	4階社員食堂（ポット、給茶機）
	夜間出入	可能（事前申請など）
	搬入口の車両乗り入れ可能時間	長時間の駐車は不可（基本時間外）

	内装・回線工事等に伴う注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を伴うものは閉店後に行うこと。（騒音の出ない軽微な工事については営業中に施工可。） ・ 大型の備品や設備等の搬入は開店前及び閉店後に行うこと。 ・ 養生、仮囲いは適宜行うこと。
--	-----------------	--

項目	内容	
レイアウト案作成に伴う注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口事務や内部事務が安全かつ円滑に遂行されるような良好な業務環境を構築するとともに、従事する職員の労働安全衛生、また感染症の予防・拡大防止に十分配慮したレイアウト案を作成すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り周りの店舗等に同調するとともに、マイナンバーカードの普及啓発に効果的なデザイン性に配慮すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターの居室は壁を設置する等、センターの居室全体を施錠可能な空間とするためのリフォームについて提案、実施すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入口に設置する壁については、壁上部は開口（防煙上。ただし人が侵入できない仕様とすること。）、上部以下ファサード部分については、圧迫感がなく、周りと同調し、マイナンバーカードの普及啓発に効果的なデザイン性に配慮すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラを設置するなど、休業時の侵入者等を防ぐためのセキュリティ対策についても提案、実施すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターは原則予約者を対象とした窓口であること、また、商業施設内に入居していることを考慮し、居室内の待合スペースは3組分程度を想定している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市職員用執務スペースについては、合計16名のうち、3名分については固定の机・座席を必要とするが、その他13名分については固定の机・座席は必要なく、共用の作業机など、作業スペースがあれば良いものとする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者スタッフ用のロッカーを調達し、センターの居室内に設置すること。（貴重品等収納用） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード等を事務スペースに搬出入するための動線についても考慮すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請補助窓口については、写真撮影時の背景（無地）を考慮すること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源は施設に既存のコンセントを使うこととするが、必要に応じてコンセントの増設等の電気工事を行うこと。また、レイアウトに応じて居室内の電気配線を行うこと。なお、居室はOAフロアではないため、配線後はモール処理が必要となるが、来場者や台車等の通行の妨げとならないこと、火災等の事故につながらないこと等を十分考慮した配線・モール処理を実施すること。また、モール処理の際は床を養生したうえで固定するなど、既存の床が傷つかないように工夫すること。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ レイアウト案については、契約締結後、平面図だけでなく、展開図・設備図・天伏せ図・コンセント配置図・配線図についても作成すること。また、これらの図面をもとに、レイアウト案について本市及び施設管理者の承認を得る必要がある（施設管理者の承認に1週間～10日間程度かかる想定）。特に、施設管理者の示す制限事項等については現地視察会等を通して事前に確認を行っておくこと。 		